

保育補助者雇上費 借入申込みにかかる留意事項

以下にご留意の上、和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）にお申込みください。
県社協は、申込内容を審査の上、貸付けの可否を決定します。

1 借入申込みについて

(1) 貸付けの対象となる施設

借入申込者は、保育補助者を雇い上げる、以下のアまたはイのいずれかの要件を満たす和歌山県内の施設または事業者です。

ア 新たに保育補助者の雇上げを行う、以下のいずれかの施設または事業者

- 1) 保育所 2) 幼保連携型認定こども園 3) 小規模保育事業 4) 事業所内保育事業
5) 企業主導型保育事業

※ 1) 及び2) は、地方公共団体が運営するものを除く。

※ 3) 及び4) は、地域型保育給付費または特例地域型保育給付費の対象となる方を雇い上げる場合を除く。

※ 5) は、企業主導型保育事業費補助金の対象となる方を雇い上げる場合を除く。

イ 既に保育補助者を雇い上げている場合は、上記アに加え、以下のいずれかの条件を満たす施設または事業者

- 1) 保育補助者の保育士資格取得に取り組んでおり、資格取得後に別の保育補助者を雇用する計画がある（保育士試験の受験科目が残り2科目以内である保育補助者や既に1年以上保育士養成施設に在学している保育補助者を雇用している場合）。
2) 貸付けにより保育士の給与改善など、処遇改善に取り組み、保育士及び保育補助者の数が前年同月よりそれぞれ同数以上であること。
3) 保育士の平均勤続年数が1年以上であること。

(注) 保育補助者は、以下のいずれかに該当する方とします。

①保育所または認定こども園等で通算1年以上保育業務に従事したことがある方

②家庭的保育者

③保育に関する40時間以上の実習を受けた方（勤務開始後に実習を受ける予定である方を含みます。）

(2) 連帯保証人

ア 連帯保証人が1名必要です。当該保育所等が取り組む保育士の勤務環境改善等を支援する熱意を有することを要件とします。

(3) 貸付限度額

ア 年額295万3千円（2人目の場合は221万5千円）を上限として申し込むことができます。

イ 貸付期間は、保育補助者の勤務期間中、3年間が限度です。

2 申込方法

(1) 必要書類を作成及び添付して、県社協に提出してください。

(2) 借入申込書等を記入する際の注意点

ア 文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。

イ 借入申込書等に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付けの可否を決定することができませんので、ご注意ください。

ウ 連帯保証人の「署名欄」は、必ず、連帯保証人ご自身による署名押印をお願いします。

(3) 住民票

本人及び本人と生計を一にする世帯全員分記載で、省略事項のないもので、3か月以内に発行されたものを提出してください。個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

(4) 所得に関する証明書

連帯保証人の分（最新のもの・3か月以内に発行されたもの）を提出してください。

所得に関する証明書とは、市町村発行の「所得証明書」とし、その「所得金額」を借入申込書の前年の所得欄に記入してください。源泉徴収票は不可とします。

3 貸付決定

県社協は、提出された借入申込書類を審査の上、貸付けの可否を決定し、貸付決定（または不承認）通知を、当該借入申込者に交付します。

4 貸付決定後の手続き

手続きは、以下のとおりです。詳細は、貸付決定を受けた施設に、改めてご案内します。

(1) 借用書等の提出

- ① 借用書（収入印紙を貼付の上、消印）
- ② 印鑑登録証明書（借受人及び連帯保証人のもので、3か月以内に発行されたもの）
- ③ 振込口座届出書
- ④ ③の通帳の写し（金融機関名、預金者氏名、口座番号が確認できる面）

(2) 貸付金の送金

原則として、半年ごとに、6か月分を一括してそれぞれ最初の月に振込みます。

- ①初回は、借用書等が提出され、県社協が受理した後、指定口座に送金します。
- ②2回目以降は、保育補助者の就業および資格取得状況等について、県社協に報告をいただいた上で、送金します。

5 返還免除

保育補助者が貸付けを受けた施設または事業者で保育補助業務に従事し、貸付期間中に保育士資格を取得した場合、または当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれる場合、申請により貸付金の返還が免除されます。

<申込みから返還免除までの流れ>

